

## 報告第13号

### 専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日

北本市長 三 宮 幸 雄

## 専 決 処 分 書

北本市下水道条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年10月29日

北本市長 三 宮 幸 雄

## 北本市下水道条例の一部を改正する条例

北本市下水道条例（昭和55年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第9号中「第6条第4号」を「第6条第5号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。